

ウォーターPPP導入可能性調査業務委託
プロポーザル実施要領（案）

公表日 令和6年12月9日

1 契約概要

- (1) 名称 ウォーターPPP導入可能性調査業務委託
- (2) 場所 和歌山市三葛510番地の1外
- (3) 目的

本業務は本市下水道事業におけるウォーターPPP（管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5））導入に向け、本市下水道事業の特性に応じたスキームの立案、事業費の算定、導入スケジュールの整理、市場調査の実施等、官民連携手法の導入可能性を調査することを目的とする。なお、令和6年度より本市は、国土交通省のモデル都市となり、本市の課題整理、スキーム検討、効果分析等実施し、導入検討に向けた準備の支援を受けている（以下、令和6年度モデル都市支援）。

- (4) 業務内容
別紙特記仕様書のとおり
- (5) 契約期間 契約締結日翌日から令和8年3月31日まで

2 見積限度額（予定価格）

19,808,800円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格

3-1 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 調達契約を締結する能力を有しないこと。
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないものであること。
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者であること。
 - エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められ、又は認められた日から2年を経過しないこと。
- (2) 次に掲げる税のいずれについても未納の額がない者であること。
 - ア 市税（本市が賦課徴収するものに限る。）
 - イ 消費税及び地方消費税
 - ウ 所得税又は法人税
- (3) 和歌山市に対し納付すべき市税を納税し、これを完納している者（滞納していない者）であり、なおかつ、その代表者についても同様に完納している者（滞納していない者）であること。
- (4) 実施要領の公表日から受託候補者特定の日までのいずれかの日において、和歌山市企業局物品等調達業者指名停止要綱（平成5年5月1日制定）又は、和歌山市企業局建設工事等指名停止基

- 準（平成15年5月1日制定）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 前号に掲げる期間において、和歌山市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年6月1日制定）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）があった者にあつては同法の規定による更生計画認可の決定（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）を受けた者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てがあった者にあつては同法の規定による再生計画認可の決定を受けている者であること。
- (7) **実施要領の公表日**以前2か月以内に、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）の規定に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けていない者であること（ただし、同一事案で指名停止等の措置を講じられたものは除く。）。
- (8) 実施要領公表日時点で、和歌山市公営企業契約規程（平成17年水道局規程第10号）及び和歌山市物品等調達業者競争入札参加資格審査基準に基づく競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。
- (9) 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）による下水道部門の建設コンサルタント登録（有効なものに限る。）をしている者であること。
- (10) 次に掲げるいずれかの基準を満たす者とする。
- ア 資格者名簿に登録されている本店（主たる営業所）の所在地が和歌山市内であること。
- イ 資格者名簿に登録されている支店等（受任営業所又は入札（見積）参加資格審査申請書に記載の営業所をいう。）の所在地が和歌山市内であること。ただし、本公告の日以前に和歌山市長に対し「法人設立・事務所等設置申告書」を届出済みであること。
- (11) 過去10年以内に国、地方公共団体又は特殊法人その他の公益法人が発注した**下水道事業における官民連携事業導入可能性調査業務**の同種または同類の業務を元請として受注し、完了した実績を有する者であること。
- (12) 次に掲げる要件を満たす者（直接的に雇用している者に限る。）で、業務の全般にわたり技術的管理を行う管理技術者を配置できる者であること。
- ア 3-1(11)に示す業務について、管理技術者または担当技術者として完了した実績を有すること。
- イ 技術士資格（総合技術監理部門（上下水道部門—下水道）または上下水道部門（下水道））を有すること。
- (13) 本業務にあたり、遺漏なき審査を実施するため、照査技術者（直接的に雇用している者に限る。）を配置できる者であること。

3-2 共同企業体においては、3-1 (1) ~ (8)、(11) ~ (13) に掲げる要件、及び次に掲げる要件について全て満たす者であること。ただし、各構成員は2以上の共同企業体の構成員となることはできない。また、単体企業として参加しようとする者は共同企業体の構成員となることはできない。

(1) 共同企業体の結成については、次に掲げる要件を満たしている者であること。

ア 1 共同企業体の構成員数は、2者であること。

イ 共同企業体は、構成員の中から代表者1社を定め、代表者が申請書類等を提出すること。

ウ 1 構成員当たりの出資比率は、30パーセント以上であること。

エ 共同企業体の代表者は、出資比率が構成員中最大であること。

オ 管理技術者及び照査技術者は、代表者の組織に所属していること。

(2) 共同企業体の代表者は、建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）による下水道部門の建設コンサルタント登録（有効なものに限る。）をしている者であること。

(3) 構成員については、次に掲げるアまたはイのいずれかを満たす者であること。ただし、構成員のいずれかが、次に掲げるアを満たす者とする。

ア 資格者名簿に登録されている本店（主たる営業所）の所在地が和歌山市内であること。

イ 資格者名簿に登録されている支店等（受任営業所又は入札（見積）参加資格審査申請書に記載の営業所をいう。）の所在地が和歌山市内であること。ただし、本公告の日以前に和歌山市長に対し「法人設立・事務所等設置申告書」を届出済みであること。

(4) 代表者については、3-1 (11) ~ (13) を満たす者とする。

4 プロポーザル参加資格確認申請書の作成及び提出

(1) 提出書類

ア プロポーザル参加資格確認申請書（様式1）

イ 単体企業及び共同企業体の代表者及び構成員については3-1 (2) に示す確認資料

(ア) 本市が賦課徴収する市税に未納の額がないことを証する書類

本市が賦課徴収する市税がある者は、和歌山市税に係る納税（完納）証明書を提出すること。なお、当該証明書については、本件契約に係る申請書及び確認資料の提出する日において発行後3か月を経過していないもので、原本又は写しのいずれかを提出すること。

(イ) 消費税及び地方消費税並びに所得税又は法人税に未納がないことを証する書類

納税地を所管する税務署が発行する納税証明書で、法人にあっては納税証明書の様式その3の3を、個人にあっては納税証明書の様式その3の2を提出すること。なお、当該証明書については、本件契約に係る申請書及び確認資料の提出する日において発行後3か月を経過していないもので、原本又は写しのいずれかを提出すること。

ウ 単体企業及び共同企業体については3-1 (8) に係る競争入札参加資格を確認できる書類。

エ 単体企業については3-1 (9)、共同企業体については3-2 (2) に係る建設コンサルタント登録規程による下水道部門の建設コンサルタント登録証明する書類。

オ 単体企業及び共同企業体の代表者については3-1 (11) に示す確認資料

業務実績調書（様式2）に記載し、テクリスの写し、契約書の写し、仕様書の写し等

(以下、**テクリスの写し等**)を提出すること。なお、複数の実績を有する場合は全て提出すること。

カ 単体企業及び共同企業体の代表者については3-1(12)に示す確認資料

(ア) 配置予定技術者一覧表(様式3)に、規定する資格を有することを証する書類及び直接的に雇用していることを証する書類を提出すること。

(イ) 業務実績調書(様式2)にテクリスの写し等業務実績がわかる書類を添付すること。

キ 単体企業及び共同企業体の代表者については、**照査技術者における3-1(11)に示す業務についての完了実績**を業務実績調書(様式2)に記載し、テクリスの写し等業務実績がわかる書類を添付すること。

ただし、本事項にかかる業務実績は参加要件ではないが、参加する資格を有する者が多数の場合、9(1)企画提案評価「実施体制」の項目により審査を行うため、該当する実績を有する場合は提出すること。

ク 共同企業体で参加の場合

(ア) 共同企業体協定書(様式4)

(イ) 共同企業体届出書兼委任状(様式5)

(2) 提出期限 令和6年12月19日(木) 17時15分まで(必着)

(3) 提出場所 和歌山市七番丁23番地 和歌山市役所東庁舎3F

和歌山市企業局下水道部下水道企画建設課

Tel : 073-435-1093 / Fax : 073-435-1276

E-mail : gesuikikaku@city.wakayama.lg.jp

(4) 提出方法 持参または郵送で提出すること。**提出期限後の書類の訂正は認めない。**

※持参の場合、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く8時30分から17時15分までの間に直接持参するものとする。

※郵送の場合、記録が残る簡易書留郵便等で行い、提出期限必着のこと。

5 プロポーザル参加資格確認通知書の送付

(1) 提出された参加資格確認申請書の確認を行い、結果を送付する。

送付予定日 令和6年12月24日(火)

(2) 企画提案者の選定

プロポーザル参加資格確認申請書の提出者のうち、参加する資格を有する者が多数の場合は、9(1)企画提案評価「実施体制」の項目により審査を行い、5者程度を選定するものとする。5者以下の場合にはすべての者を選定し、企画提案書等の提出を求めるものとする。

6 質問の受付及び回答

(1) 受付期限 令和7年1月10日(金) 17時15分まで

(2) 質問方法

所定の書式(様式6)により電子メールにて受付。電子メール以外で提出された質問や期限経過後の質問は一切受け付けない。

(3) 質問先 上記4(3)に同じ。

(4) 回答方法

質問者に対して電子メールで回答するとともに、本市ホームページにより公表する。

(5) 質問への回答期限 令和6年1月14日(火)

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

正本1部及び副本10部(副本は写し可)とする。

ア 企画提案書(A4版、左綴じ、両面3枚(6ページ)以内)

仕様書に掲げる業務内容、9評価基準及び配点(1)評価項目に示す内容を含み、わかりやすくまとめて作成すること

イ 実施体制図(A4版、左綴じ、両面1枚(2ページ)以内)

ウ 業務スケジュール(A4版、左綴じ、両面1枚(2ページ)以内)

エ 参考見積書

(ア) 任意様式とする。

(イ) 積算内訳は次のとおり。

費目	種別	数量
直接人件費	計画準備	1式
	官民連携事業スキームの詳細検討	1式
	民間企業の意向調査	1式
	官民連携事業の実現に向けた総合的評価	1式
	報告書とりまとめ	1式
	打合せ協議	1式
直接経費	電子成果品作成費等	1式
その他原価		
一般管理費等		

(ウ) 業務価格は消費税及び地方消費税の額を含まない金額とする。

(エ) 見積金額は消費税及び地方消費税の額を含む金額とする。

(オ) 宛先は「和歌山市公営企業管理者 瀬崎典男」とすること。

オ 配置予定の技術者の一覧(様式3)

カ 下水道事業における官民連携事業導入可能性調査の同種の業務を履行した実績を有することを証する書類(様式2)

会社、管理技術者、照査技術者の実績を作成し、テクリスの写し等を提出すること。

なお、同種業務については、下水道事業官民連携事業導入可能性調査業務を優先して記載すること。(ただし、記載できる業務実績は下水道分野に限る。)なお、可能性調査とは、官民連携事業のスキーム検討、VFM算定(経費縮減効果算定等含む)、民間事業者へのサウンディング調査等を含む業務(発注仕様書等を作成するアドバイザー業務のみの業務は対象外とする。)とする。

ただし、オ～カに係る書類については、4 プロポーザル参加資格確認申請書の作成及び提出に係る書類と重複する場合は省略することができる。

(2) 提出期限 令和7年1月22日(水) 17時15分まで(必着)

(3) 提出場所 上記4(3)に同じ

(4) 提出方法 持参または郵送で提出すること。提出した書類の訂正は認めない。

※持参の場合、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く8時30分から17時15分までの間に直接持参するものとする。

※郵送の場合、記録が残る簡易書留郵便等で行い、提出期限必着のこと。

(5) 提出制限 企画提案書は、1提案者について1件を限度とする

8 評価方法

プロポーザルの評価は次のとおりとする。

(1) 企画提案評価

参加資格の確認された者から提出された企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、下記9評価基準及び配点で示す評価基準に基づいて評価し、最も高い評価を受けた企画提案を行った者を当該契約の相手方となるべき候補者(以下「受託候補者」という。)として特定する。ただし、提出された全ての提案が基準を満たさないと判断した場合は、受託候補者を特定しない場合がある。

(2) 開催日時及び場所等

ア 実施内容 企画提案説明に15分以内、質疑応答に10分以内とする。

イ 開催日時 令和7年1月29日(水) (予定)

ウ 開催場所 和歌山市七番丁23番地 和歌山市役所

ただし、正式な日時、場所については、プロポーザル参加資格確認通知書にて通知する。

エ 説明者 配置予定の管理技術者及び担当技術者を含めた3名以内とする。

オ 設備 プロジェクター、スクリーンについては和歌山市企業局が準備する。

(3) 評価結果の通知

評価結果をプロポーザル評価結果通知書(令和7年1月下旬送付予定)により通知する。

9 評価基準及び配点

プロポーザルは次の評価基準に基づき評価する。なお、60/100点（6割）を最低点とする

(1) 企画提案評価 100/100点

評価項目	評価の視点	配点
①実施体制	提案者、管理技術者、照査技術者の業務実績、能力の評価 (下水道事業における官民連携事業導入可能性調査業務の実績件数)	10
②業務実施方針	業務目的・課題の理解度 企画提案の実現性、独創性、妥当性 実施手順・工程の適正度 成果品のとりまとめ	10
③提案内容	提案内容の妥当性・実現性 ・ウォーターPPP(レベル3.5)の導入に向けた具体的検討事項 ・民間企業の意向調査の具体的な方法 ・官民連携事業の実現に向けた総合的評価の方法 ・社会地域貢献度(本店の有無、地域経済等活性化への取り組み、障害者雇用への取り組み)	50
④見積価格	見積金額の妥当性 ・評価点=配点×(最低見積額/提案者の参考見積額)	30
合計		100

(2) 評価結果の最も高い者が複数となった場合は、(1) 企画提案評価の評価項目の配点の高い順(③→②→①→④の順)の評価により受託候補者を特定する。

10 日程

項目	日程(予定)
公募の開始	令和6年12月9日(月)
参加資格確認申請書受付	令和6年12月19日(木) 17時15分まで
参加資格確認通知書送付	令和6年12月24日(火)
質問の受付	令和7年1月10日(金) 17時15分まで
質問の回答	令和7年1月14日(火)
企画提案書の受付	令和7年1月22日(水) 17時15分まで
プレゼンテーション等の実施	令和7年1月29日(水)
評価結果通知	令和7年1月下旬
契約締結予定日	令和7年2月上旬

11 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案者を失格とする。

- (1) 提案者の提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの。
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) プレゼンテーション等に出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行ったもの
- (7) 参考見積書のコ額が、見積限度額（予定価格）を超過したもの

1 2 契約に関する事項

- (1) 前払い制度 適用しない。
- (2) 部分払い制度 適用しない。
- (3) 契約保証金 不要である。
- (4) 契約書作成の要否 必要である。

1 3 その他

- (1) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提案者の負担とする。
- (2) 本市が配布する資料等は、本プロポーザルに関する事項以外の目的で使用することを禁止する。
- (3) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、本プロポーザルの目的以外に無断で使用（複製、転記又は転写）しない。なお、提出された書類等は返却しない。
- (4) 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出等は認めない。
- (5) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (6) 提案者が1者であっても企画提案の評価を実施し、基準を満たしていると判断した場合は、受託候補者を特定する。
- (7) プロポーザルの実施結果については、受託候補者名、受託候補者の見積提示額、事業者ごとの評価結果及び選定された企画提案書等を原則として公表する。提案者にあつては公表することを前提とした事業者選定であることに同意の上申請を行うものとする。
- (8) 受託候補者と契約にいたらなかった場合は、次点の者と契約交渉をする場合がある。
- (9) 受託候補者特定後、受託候補者と和歌山市企業局との協議により、**仕様書等の内容に変更が発生する場合がある。**
- (10) 本プロポーザルの実施において使用する言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (11) その他本事業の目的を達成するために、より効果的な提案も可能とする。
- (12) 本要領に定めのない事項については、協議の上決定する。